



平成 29 年 3 月 24 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
3月 8日	0.045	0.016	0.019	0.030
3月 22日	0.056	0.014	0.013	0.032

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロシーベルト/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら幼稚園	裏磐梯幼稚園
3月 8日	0.086	0.039	0.068	0.016	0.032	0.020
3月 22日	0.093	0.036	0.089	0.013	0.055	0.020

※測定方法は、リアルタイム線量測定システムで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロシーベルト/時)

	構造改善 センター玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
測定値 (測定日)	0.090 (3月8日)	0.060 (3月8日)	0.070 (3月6日)	0.080 (3月8日)	0.070 (3月8日)
測定値 (測定日)	0.090 (3月22日)	0.050 (3月22日)	0.090 (3月13日)	0.080 (3月22日)	0.080 (3月22日)

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。

単位(マイクロシーベルト/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村民 グラウンド
測定値 (測定日)	0.040 (3月6日)	0.050 (3月6日)	0.040 (3月8日)	0.070 (3月8日)	0.060 (3月8日)
測定値 (測定日)	0.040 (3月13日)	0.050 (3月13日)	0.050 (3月22日)	0.070 (3月22日)	0.080 (3月22日)

※測定方法は、地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■自家用野菜等の放射性物質検査（無料）を実施しています！

北塩原村構造改善センター（北山）内に北塩原村農産物検査室を設置し、自家用野菜・土壌・肥料等の検査を実施しています。

特に、「きのこ」「山菜」につきましては、放射性物質の吸収率が非常に高いことから、「野生」、「栽培」に関わらず事前に検査されることをお勧めします。

なお、非破壊式の検査機も導入しておりますので、自家用野菜やきのこ・山菜等、刻まずにそのままの状態で検査できます。

希望される方は、平日の午前9時から午後4時までに、下記の問い合わせ先に申込みをお願いします。

【問合せ先】北塩原村農産物検査室 電話0241-23-0536

■農林産物モニタリング検査の実施について

※県のモニタリング検査が現在も継続して実施されています。

①検査申込み

◎週末に出荷するためには、月曜日から水曜日の朝までにお申し込みください。

◎採取量は原則1Kg。数量困難品目は500g程度でよいものもありますので、事前にお問い合わせください。

②農産物（園芸品目）の検査

◎原則3点以上検査する必要がありますが、放射性物質が検出されていないため、検査点数1点以上と緩和されました。

③「栽培きのこ」を販売される方へ

きのこは放射性物質の吸収率が非常に高いことから、検査が念入りに行われております。検査はロット単位に次の手順で行われます。

◎生産資材検査

「きのこ」の発生1ヶ月前に生産資材（ほだ木、菌床）の検査を受け、基準値以内であれば「きのこ」の検査を受けることができます。この段階で「廃棄対象」とされたほだ木や菌床は使用できません。基準値以内であれば、以後資材検査の必要はありません。

◎「きのこ」検査

生産資材が基準値以内であれば、そこから発生した「きのこ」の検査を行い基準値以内であれば出荷できます。翌年以降も出荷前に検査が必要です。（きのこは軸をつけたまま洗わずに出してください。）

なお、生産資材検査が終了するまで「きのこ」の検査を受けることはできませんので注意してください。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334

■大豆の検査が終了しました！

大豆（青豆、黒豆、みそ豆等含む）の検査の結果、放射性物質は検出されず、出荷・販売できるようになりました。大豆の他、小豆、そばも出荷・販売可能です。

【問合せ先】農林課農林班 電話0241-23-1334

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では3月14日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去196回実施しております。

検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。

北塩原村学校給食共同調理場は平成29年3月22日現在までの検査において、裏磐梯学校給食共同調理場は平成29年3月17日現在までの検査において放射性物質は一度も検出されていません。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

【巡回相談の定期開催終了と個別相談対応について】

- 毎月1回行われていた北塩原村巡回相談は平成29年3月15日をもって終了しました。
- 平成29年4月以降は、**個別相談対応（東電担当者が訪問先へ伺います）**に移行します。

◆相談受付手順

- ①個別相談受付専用電話（0120-996-546）に連絡
受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～午後4時
- ②相談希望日時の調整
- ③東京電力担当者が訪問

○その他

上記「個別相談」以外での相談は「東京電力ホールディングス㈱会津若松補償相談センター」まで
所在地：会津若松市インター西52（会津アピオ内）

開催日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後5時まで

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力事故による営業損害等について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、原子力損害賠償紛争解決センターでは個人の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。当センターは（1）**中立・公平な立場の仲介委員（弁護士）**が当事者の間に入り、（2）**裁判よりも手続きが簡便**で、ご本人様お一人でも申立てができ、（3）**仲介費用は無料**で（ただし、送料などの実費は発生します。）ご利用いただけます。農協等を経由した東京電力への直接賠償で賠償金を受領したが、個別の事情があるため賠償金額の算定に不満のある被害者の方々等の申立ても受け付けます。下記の当センター福島事務所会津支所までお越し頂くか、受付電話にお問い合わせください。

【支所の住所、受付電話番号】原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

住所 会津若松市一箕町松長1-17-62 電話 0120-377-155

■雪崩に気をつけましょう

だんだん気候も春めいてきており気温も上がってきます。

山の急斜面に積もった雪がとけて落ちる場合がありますので、山の急斜面に積もっているところには近づかないでください。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■スキー場での山岳遭難について

例年これから春スキーや登山等で山岳遭難が発生することがあります。

春スキーや登山される方は入山届の提出、携帯電話の携帯を忘れないようにしてください。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■避難勧告等の名称が変更になりました

平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号による岩泉町での被災の教訓をふまえて住民のみなさんが避難行動をとりやすくするために避難発令名称が以下のとおり変更になりました。

【発令の種類】

(変更前) 避難準備情報 ・ (変更後) 避難準備・高齢者等避難開始

(避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合)

- ・いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- ・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。

(変更前) 避難勧告 ・ (変更後) 避難勧告

(災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合)

- ・避難場所へ避難をしましょう。
- ・地下等にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

(変更前) 避難指示 ・ (変更後) 避難指示（緊急）

(災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合)

- ・まだ避難していない場合は、ただちにその場所から避難をしましょう。
- ・外に出た場合かえって命に危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に避難をしましょう。

【問合せ先】 住民課生活班 電話 0 2 4 1 - 2 3 - 3 1 1 3

■磐梯山火山ハザードマップを作成しました

磐梯山火山防災連絡会議（会津若松市・喜多方市・北塩原村・磐梯町・猪苗代町及び湯川村）では、平成 28 年 3 月に国が策定公表した「磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を基に、磐梯山火山ハザードマップ（2017 年改訂版）を作成しました。

◆マップの作成目的

マップには、磐梯山の噴火に関する調査をもとに、過去の噴火史、火山災害に関する基礎情報、将来に磐梯山が噴火した場合に火山災害がおよぶ可能性のある区域等を示しています。

このマップは、磐梯山の山麓にかかる市町村にお住まいの方々や磐梯山へ訪れていただいている多くの方々などに、これらの情報を知っていただくことを目的として作成しました。

ハザードマップを見たい方は村のホームページを御覧ください。

【問合せ先】 住民課生活班 電話 0 2 4 1 - 2 3 - 3 1 1 3